

香 川 県 明 る い 選 挙 推 進 協 議 会

日時 令和7年3月4日（火）午前10時00分

場所 香川県庁本館12階 大会議室

議 題

- 1 会長及び副会長の選任について
- 2 令和6年度明るい選挙推進事業の実施状況について
- 3 令和7年度明るい選挙推進事業計画（案）について
- 4 第27回参議院議員通常選挙臨時啓発事業計画（案）について
- 5 その他

◎配付資料目次

資料1	香川県明るい選挙推進協議会委員名簿	1
資料2	香川県明るい選挙推進協議会会則	2
資料3	令和6年度香川県明るい選挙推進事業実施状況	3
資料4	令和7年度香川県明るい選挙推進事業計画（案）	9
参考資料1	令和6年度の取組みを踏まえた令和7年度の取組方針	14
資料5	第27回参議院議員通常選挙の概要	18
資料6	第27回参議院議員通常選挙臨時啓発事業計画（案）	27
参考資料2	臨時啓発事業計画に関する参考資料	31
資料7	令和6年執行の選挙及び令和7年執行予定の選挙	35
資料8	香川県明るい選挙推進協議会における会議資料・会議録の公表方法等	37

香川県明るい選挙推進協議会委員名簿

新任・再任の別	氏 名	職 名 等	出欠
再任	い どう ゆう すけ 伊 藤 佑 将	瀬戸内海放送報道クリエイティブユニット マネージャー	出
再任	いの うえ さとる 井 上 悟	高松市選挙管理委員会委員長	出
再任	おか もと ゆき え 岡 本 幸 江	日本放送協会高松放送局長	出
再任	かわい じゅんいちろう 河合 潤 一 郎	香川県警察本部刑事部長	欠
新任	くさ なぎ 草 薙 めぐみ	認定 NPO 法人子育てネットくすくす理事長	出
再任	くめ い ひろ ゆき 糸 井 弘 之	四国新聞社編集局長兼論説委員長	欠
新任	さん がわ ほの か 寒 川 歩 夏	香川大学教育学部学生	出
再任	しお た ひろ のり 塩 田 広 宣	香川県教育委員会教育次長	欠
再任	すず き まさ ゆき 鈴 木 正 行	香川大学教育学部教授	出
新任	たか ぎ み え こ 高 木 美恵子	観音寺市女性地域活動隊理事	出
新任	てら だ しん や 寺 田 真 也	まんのう町明るい選挙推進協議会委員	欠
再任	にし かわ よし こ 西 川 佳 子	香川県連合青年会監事	欠
再任	はら おか とし ゆき 原 岡 稔 之	香川県公民館連絡協議会副会長	欠
新任	やま じ かず こ 山 地 和 子	東かがわ市明るい選挙推進協議会委員	出
再任	わ け つよし 和 家 剛	西日本放送報道制作局長兼報道業務部長	出

任期：令和 7 年 2 月 1 日～令和 9 年 1 月 3 1 日

香川県明るい選挙推進協議会会則

(目 的)

第1条 本県における選挙啓発事業を推進するため、香川県明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、高松市番町四丁目1番10号香川県庁内に置く。

(事 業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 講演会及び講習会の開催
- (2) 明るい選挙推進のための集会
- (3) 明るい選挙啓発資料の作成配付
- (4) 明るい選挙モニターの設置
- (5) その他必要と認められる事業

(組 織)

第4条 協議会は、委員若干名をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なお在任する。
- 4 委員は、選挙管理委員会がこれを委嘱する。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会は、必要がある場合、会長がこれを招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 その他会議の運営に必要な事項は、会議において定める。

(幹 事)

第7条 協議会の事務を処理するため、幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、会長がこれを委嘱する。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、県選挙管理委員会事務局において処理する。

(補 則)

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、昭和36年12月20日から適用する。
- 2 香川県公明選挙協議会会則は、これを廃止する。

附 則

この会則は、昭和49年5月9日から施行する。

令和 6 年度香川県明るい選挙推進事業実施状況

(令和 7 年 3 月 4 日現在)

1 高校生に対する啓発事業

各市町明るい選挙推進協議会・各市町選挙管理委員会との共催で、県内の高等学校及び特別支援学校等において選挙講義、模擬投票を実施した。

(高等学校等)

開催年月日	開催場所	対象者等
令和 6 年 7 月 17 日(月)	観音寺総合高等学校	3 年生 231 名
令和 6 年 10 月 3 日(木)	高松第一高等学校	2 年生 262 名
令和 6 年 12 月 11 日(水)	高松商業高等学校	2 年生 300 名
令和 6 年 12 月 17 日(火)	香川中部支援学校	高等部 2 年生 44 名
令和 6 年 12 月 18 日(水)	坂出商業高等学校	2 年生 148 名
令和 7 年 1 月 15 日(水)	香川高等専門学校 (高松キャンパス)	2 年生 80 名
令和 7 年 1 月 16 日(木)	琴平高等学校	2 年生 163 名
令和 7 年 1 月 22 日(水)	香川東部支援学校	高等部 2・3 年生 38 名 ※衆議院選小選挙区・比例代表の模擬投票 を実施
令和 7 年 1 月 23 日(木)	坂出第一高等学校	2 年生 115 名
令和 7 年 1 月 30 日(木)	香川丸亀支援学校	高等部 2・3 年生 66 名
令和 7 年 2 月 12 日(水)	坂出高等学校	2 年生 246 名
令和 7 年 2 月 13 日(木)	津田高等学校	2 年生 74 名

(税務署による租税教室との共同開催)

開催年月日	開催場所	対象者等
令和 6 年 6 月 24 日(月)	香川高等専門学校 (詫間キャンパス)	2 年生 131 名

2 小・中学生に対する啓発事業（市町出前授業推進事業）

①各市町選挙管理委員会職員向けに選挙啓発出前授業に関する研修会を開催した。

開催年月日	開催場所	内容
令和6年5月23日(木)	香川県庁北館305会議室	・昨年度に出前授業を実施した市町（三豊市、東かがわ市、さぬき市、土庄町）から、実施に至る経過・授業の様子等について説明。 ・モデルケースとして出前授業の実演（東かがわ市による）。

②各市町において、啓発事業のノウハウを修得し、単独で啓発事業を行うことができるようにするため、小学校への出前授業を共催で実施した。

開催年月日	共催市町	開催場所	対象者等
令和6年10月2日(水)	坂出市	白峰中学校	3年生 135名
令和6年10月4日(火)	宇多津町	宇多津北小学校	6年生 78名

③以下のとおり、市町選管単独で出前授業を実施したという報告を受けている。

開催年月日	主催市町	開催場所	対象学年
令和6年5月21日(火)	高松市	前田小学校	6年生
令和6年6月8日(土)	東かがわ市	大内小学校	6年生
令和6年7月5日(金)	高松市	新番丁小学校	6年生
令和6年7月10日(水)	東かがわ市	引田小学校	6年生
令和6年10月5日(土)	東かがわ市	引田小学校	5年生
令和7年1月18日(土)	東かがわ市	白鳥小学校	4年生

3 大学生・短大生に対する啓発事業

香川大学において選挙啓発出前授業を実施した。

開催年月日	開催場所	内容及び参加者
令和6年5月20日（月）	香川大学	選挙講義、意見発表（若者の投票促進案について） 対象：「政治過程論」履修者 （法学部の2～3回生 約130名）
令和6年7月18日（木）	香川大学	選挙講義、模擬投票（学生候補者3名の演説後、公開討論を模した質疑応答を実施。その後模擬投票） 対象：「初等社会教育法Ⅰ」（小学校の教員養成課程の履修科目）の履修者 （教育学部2～4回生 約80名）
令和6年12月4日（水）	香川大学	選挙講義、まちづくりゲーム（政治シミュレーションゲーム）・発表 対象：「初等社会教育法Ⅱ」（小学校の教員養成課程の履修科目）の履修者 （教育学部2～4回生 約50名）
令和7年2月4日（火）	香川大学	選挙講義、まちづくりゲーム（政治シミュレーションゲーム）、当該ゲームを活かした授業づくりについて議論・発表 対象：「社会科授業研究Ⅱ」（教員養成課程の履修科目）の履修者 （教育学部3回生 約20名）

4 子育て世代に対する啓発事業

高松市明るい選挙推進協議会・高松市選挙管理委員会との共催で児童館での模擬投票を実施した。

開催年月日	開催場所	内容及び参加者
令和6年7月13日（土）	さぬきこどもの国 1階 科学工房前	模擬投票 対象：幼児とその保護者 約110名

5 選挙啓発リーダー養成研修「選挙へ行こう！」

県内の民間団体及び自治体から推薦のあった18歳から35歳までの若者を対象に、選挙講義やディベートなどを行う研修を実施した。

開催年月日		令和6年9月2日(月)・3日(火)	
開催場所		香川県庁北館3階 304会議室	
参加人数		33名	
参加者	企業等	(株)穴吹工務店1名、(株)香川銀行1名、香川県農業協同組合2名、(株)合田工務店1名、小松印刷グループ(株)1名、四国電力(株)1名、(株)タダノ2名、帝國製薬(株)2名、南海プライウッド(株)2名、(株)百十四銀行2名 計 10団体 15名	
	自治体	高松市1名、坂出市2名、さぬき市3名、東かがわ市4名、土庄町1名、小豆島町2名、三木町2名、綾川町1名、香川県2名 計 8団体 18名	
研修内容		時 間	プ ロ グ ラ ム
	1日目	10:00～	開会・オリエンテーション・自己紹介
		10:30～	選挙学習(県選挙管理委員会職員)
		11:00～	選挙講義(講師：香川大学法学部 堤教授)
		13:00～	ワークショップ(主権者教育参加型教材「参政剣伝説」)
		14:30～	選挙講義(県選管)
		15:15～	ディベート(説明・グループワーク)
		18:30～	交流会(別会場)
	2日目	9:00～	ディベート(グループワーク)
		13:00～	ディベート(全体会)(講評：県明推協 鈴木会長)
		15:30～	アンケート・写真撮影
		16:00	閉会

6 市町明るい選挙推進協議会委員等研修会

今年度は、東讃ブロックの各市町明るい選挙推進協議会・各市町選挙管理委員会が主体となり、香川県明るい選挙推進協議会・香川県選挙管理委員会との共催で実施した。

開催年月日	令和7年2月10日(月)
当番市町	東かがわ市
参加者	市町明るい選挙推進協議会委員、選挙管理委員会委員等 36名
内容等	「全国選管事務局調査に見る市区町村における選挙啓発の現状と課題」 講師：香川大学法学部 教授 堤 英敬

7 ポスター募集事業

区 分	小学校	中学校	高校	総数
応募学校数(校)	71	39	5	115
応募者数(人)	333	602	211	1146
二次審査(県審査)結果	最優秀 20点 優秀80点			
三次審査(全国審査)結果	文部科学大臣・総務大臣賞 2点 公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会 連合会会長賞 1点			
備 考	○ 全国応募者数 99,628人 (全国審査結果) 文部科学大臣・総務大臣賞 18点 公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会 連合会会長賞 60点 ○ 明るい選挙啓発ポスター展の開催 ① 香川県庁本館1階県庁ギャラリー 令和7年1月6日(月)～1月10日(金) ② 三豊市マリノウェーブ 令和7年1月16日(木)～1月21日(火) ③ ゆめタウン丸亀 令和7年1月24日(金)～1月28日(火)			

8 インターネットによる啓発事業

ホームページを随時更新し、明るい選挙や投票総参加を呼びかけた。

また、SNS（フェイスブック、エックス（旧ツイッター）、インスタグラム）を活用し、啓発事業の紹介や投票総参加の呼びかけを行った。

主 な 内 容	○ ホームページ ・政治家の寄附禁止について ・明るい選挙啓発ポスター募集事業 ・令和6年執行予定の選挙、令和7年執行予定の選挙 ・任期満了日一覧 ・過去の選挙結果一覧 など ○ フェイスブック・エックス・インスタグラム ・子育て世代に関する啓発の紹介 ・衆議院議員総選挙臨時啓発活動の紹介及び投票総参加の呼びかけ
---------	---

アクセス数等	○ ホームページ 116,674件（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで） ※香川県ホームページにおける月間アクセス数1,000位以内のページのみ集計（前回：326,633件） ○ フェイスブック 15投稿 フォロワー数：158（令和7年2月4日時点）（昨年度151） ○ エックス（旧ツイッター） 16投稿 フォロワー数：293（令和7年2月4日時点）（昨年度292） ○ インスタグラム 16投稿 フォロワー数：90（令和7年2月4日時点）（昨年度76）
--------	---

9 メディアによる啓発事業

県の広報媒体を活用し、衆議院議員総選挙における投票日の周知や投票参加の呼びかけを行った。

内 容	LINE公式アカウント 「LINEでかがわ」（10月24日）
-----	--------------------------------

10 中央研修会・ブロック研修会等への参加

会議名	開催年月日	開催地	参加者
若者リーダーフォーラム(中四国ブロック)	令和6年6月8日(土)	香川県	10名(会長、県内高校生・大学生、事務局)
地域コミュニティフォーラム(四国ブロック)	令和6年7月26日(金)	愛媛県	1名(事務局)
明るい選挙リーダーフォーラム(四国ブロック)	令和7年1月17日(金)	高知県	2名(会長、事務局)

11 明るい選挙推進協議会の開催

開催年月日	開催場所	会 議 内 容
令和6年 10月3日(水)	香川県庁	・ 第50回衆議院議員総選挙における臨時啓発事業計画について ・ 香川県明るい選挙推進協議会声明について
令和7年 3月4日(火)	香川県庁	・ 令和6年度明るい選挙推進事業の実施状況について ・ 令和7年度明るい選挙推進事業計画について ・ 第27回参議院議員通常選挙臨時啓発事業計画について

令和 7 年度香川県明るい選挙推進事業計画（案）

民主主義の基盤である選挙が明るく行われるためには、私たち県民の一人ひとりが選挙制度を正しく理解し、身近な問題をはじめとして選挙や政治に十分関心を持ち、候補者の人物や政見、政党の政策に対して正しい見る目を持つことが重要である。

そのためには、選挙啓発事業を推進し、選挙が選挙人の自由な意思によって公正かつ適正に行われるよう政治意識の向上に努めるなど、明るい選挙推進運動を積極的に展開する必要がある。

こうしたことから、明るい選挙推進運動を効果的・効率的に推進するため、市町明るい選挙推進協議会と協力しながら、民間企業にも選挙啓発研修等への参加を呼びかけるとともに、県・市町教育委員会や税務署等の行政機関をはじめ、公民館や青年団体、NPOなどの地域団体が行う社会教育活動と連携して、さらに効果的な啓発活動に努めるものとする。

特に、若者の政治的無関心や選挙離れを考慮して、若年層をターゲットにした啓発事業を重点的に推進するものとする。

1 高校生に対する啓発事業

最近の各種選挙において若い世代の選挙離れが指摘されるなか、次代を担う生徒を対象に、模擬投票などの選挙啓発を行い、選挙を身近に感じてもらうことにより、選挙や政治に対する意識を高める。

高校生に対する啓発事業は、市町明るい選挙推進協議会及び市町選挙管理委員会並びに香川県明るい選挙推進協議会及び香川県選挙管理委員会の共催で実施することを基本とする。

また、税務署による租税教室との共同開催や地域団体との協力等、他の行政機関や団体との連携も積極的に実施する。

主 催	各市町明るい選挙推進協議会、各市町選挙管理委員会 香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会
内 容	模擬投票、模擬開票、選挙学習、選挙クイズなど
参 加 者	高校生

2 小・中学生に対する啓発事業（市町出前授業推進事業）

投票率の低下傾向は全年代で見られるものの、特に若年層の投票率は著しく低い状態が続いている。この状況を改善するためには義務教育段階からの啓発に取り組むことが重要である。現在、小・中学生に対する啓発事業の実施を市町選管に働きかけているが、実施にあたってはノウハウの修得が必要であるため、市町が県と共催で小・中学生向けの事業を実施することや県による助言、資料提供等の支援を行うことでノウハウを修得し、各市町において単独で小・中学生への啓発事業を行っていけるようになることを目指す。

主 催	香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会 各市町明るい選挙推進協議会、各市町選挙管理委員会
内 容	選挙講義、選挙クイズ、模擬投票など
参 加 者	県内の小学生及び中学生

3 大学生・短大生に対する啓発事業

最近の各種選挙において若い世代の選挙離れが指摘されるなか、次代を担う大学生や短大生を対象に、選挙制度の説明やグループディスカッションを通して、選挙や政治に対する意識を高める。

なお、教育学部の授業においては、受講者が将来教師となった際に、授業づくりの一手法として模擬授業が取り入れられることも狙いとする。

令和7年度からは新たに香川短期大学においても出前授業を実施する。

主 催	香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会
内 容	選挙講義、選挙クイズ、大学祭での啓発など
参 加 者	県内の大学生及び短大生

4 子育て世代に対する啓発事業

主権者教育における家庭教育の重要性に着目し、親子が一緒に参加できるような事業を実施し、家庭における政治教育のきっかけをつくることを目指す。

令和7年度は参議院議員通常選挙の周知啓発も兼ねて実施する。

主 催	香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会など
内 容	児童館における模擬投票など
参 加 者	幼児及びその保護者

5 教育委員会等と連携した啓発事業

教員を対象とした主権者教育推進のための研修会への講師派遣や教育委員会が主催する事業に便乗した啓発活動を実施する。

主 催	香川県教育委員会、各市町教育委員会、香川県明るい選挙推進協議会、 香川県選挙管理委員会など
内 容	講師派遣、教育委員会が行う事業の参加者に対する啓発など

6 地域団体と連携した啓発活動

県内各市町の地域団体（老人会、婦人会、青年会、コミュニティ団体、ボランティア団体、NPO等）と連携した啓発活動を実施する。

啓発活動の実施主体は地域団体で、香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会はこの活動について啓発方法の助言や資料提供などの支援を行うとともに、地域団体が主催する事業に便乗した選挙啓発を実施する。

主 催	地域の各種団体、香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会
内 容	地域団体が実施する話し合い活動、街頭啓発、各種団体が行う事業の参加者に対する啓発など

7 選挙啓発リーダー養成研修「選挙へ行こう！」

次代を担う若年層（18～35歳）を対象に、選挙にかかる講義やワークショップ、ディベートなどによる議論を行うことにより、選挙や政治についての意識の高揚を図る。

なお、参加者の募集に当たっては、民間企業や大学・短大に積極的に働きかける。

主 催	香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会
内 容	ディベート、ワークショップ、選挙講義、選挙学習など
参 加 者	明るい選挙を推進する青年として期待できる者 40名程度

8 市町明るい選挙推進協議会委員等研修会

市町明るい選挙推進協議会委員や市町選挙管理委員会委員、老人会、婦人会、青年会、コミュニティ団体、ボランティア団体のリーダー等を対象に、研修や情報・意見交換等を行うことにより、啓発活動のあり方や進め方についての理解を深める。

本研修会は、市町明るい選挙推進協議会及び市町選挙管理委員会が主体となって実施するものとするが、香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会も共催し、この活動について助言や講師の派遣、資料提供等の支援を行う。

主 催	各市町明るい選挙推進協議会、各市町選挙管理委員会 香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会 など
内 容	県下を2ブロック（東讃、西讃）に分け、隔年開催を基本とする。 プログラムについては、幹事市町を中心としてブロックごとに決定する（講演、選挙講義、ワークショップ等）。
参 加 者	市町明るい選挙推進協議会委員など

9 ポスター募集事業

将来の有権者である小学校の児童や中学校・高等学校の生徒から明るい選挙に関連したポスターを募集することにより、政治や選挙への関心を深めるとともに、明るい選挙啓発ポスター展を開催して、優秀作品を展示することにより、有権者に対し明るい選挙を呼びかける。

主 催	(公財)明るい選挙推進協会、都道府県選挙管理委員会連合会 県・市町選挙管理委員会、県・市町明るい選挙推進協議会
内 容	県における第二次審査の優秀者及び最優秀者に賞状を贈る。 なお、優秀作品については、ポスター展での展示など、各種啓発事業に積極的に活用する。 【ポスター展の開催予定】 香川県庁 ※ 上記以外にも開催可能な会場を積極的に募集し、随時開催するものとする。

10 インターネットによる啓発事業

選挙管理委員会のホームページを随時更新し、選挙の基本的知識、寄附の禁止や各種選挙の執行日等を周知し、明るい選挙や投票総参加を呼びかける。

また、SNS（フェイスブック、エックス（旧ツイッター）、インスタグラム）を活用し、啓発事業の紹介や投票総参加の呼び掛けを行うなど有権者等に選挙に対する関心を高めてもらうよう情報発信を行う。

内 容	令和7年執行予定の選挙、明るい選挙啓発ポスター展、 過去の選挙結果一覧、任期満了日一覧、啓発事業の紹介 など
-----	---

11 メディアによる啓発事業

県の広報媒体を活用し、選挙制度の周知を行い、明るくきれいな選挙について呼びかけるとともに、特に若者に対し、選挙の意義や投票参加について訴える。

内 容	テレビ 「サン讃かがわPLUS（プラス）」 広報誌 「THEかがわ」 LINE公式アカウント 「LINEでかがわ」など
-----	---

12 市町明推協活動活性化支援事業

市町明るい選挙推進協議会の活動の活性化と組織化の促進を図るため、必要に応じて助言や資料提供等の支援を行う。

内 容	市町の依頼に応じ県選管書記の派遣、啓発資材等の貸出しや提供などを行う。
-----	-------------------------------------

13 中央研修会・ブロック研修会等への参加

(公財)明るい選挙推進協会等が主催する研修会等に積極的に参加し、また参加者を派遣することにより、明るい選挙推進のための知識・情報を修得する。

研修会等	全国フォーラム、明るい選挙リーダーフォーラム（四国ブロック）、 地域コミュニティフォーラム（四国ブロック）、 若者リーダーフォーラム（中国・四国ブロック）、 選挙出前授業見本市、選挙啓発事務担当者研修会など
------	--

14 明るい選挙推進協議会の開催

明るい選挙推進運動についての方針等の決定や事業計画の立案・審議、市町明るい選挙推進協議会への助言等を行う。

15 その他

上記のほか、明るい選挙の推進に寄与する活動については、計画の有無に関わらず、積極的に実施する。

その結果、効果が高いと考えられるものについては、翌年度以降も継続的に実施する。

令和 6 年度の取組みを踏まえた令和 7 年度の取組方針

①小・中学生に対する啓発

令和 5 年度までの取組み・課題

- ・小・中学校への出前授業の実施件数が少ない。
- ・令和 4 年度より、市町出前授業推進事業を推進し、市町選管が単独で出前授業が実施できるようになることで、小・中学校への出前授業件数の増加を図ることとする。
(令和 4 年度は土庄町にて、令和 5 年度はさぬき市、三豊市、東かがわ市にて実施)

令和 6 年度取組方針

- ・市町選挙管理委員会事務局の職員に対する選挙啓発出前授業の研修会を実施し、引き続き小・中学校における出前授業の促進を図ることとする。

令和 6 年度取組結果

- ・研修会後、坂出市・宇多津町が県と共催で出前授業を実施。(坂出市立白峰中学校・宇多津町立宇多津北小学校)
- ・高松市(小学校 2 校)及び東かがわ市(小学校 3 校)において、市選管単独で実施。
- ・さぬき市・多度津町・まんのう町において、来年度の実施に向けて市町内学校との調整を開始。(さぬき市は市選管単独)

【評価】

- ・徐々に小中学校向けの啓発件数は増加しており、ノウハウが広く共有されつつある。
- ・一方で、市町からは「人員不足から市町単独での実施は難しい」という意見が多く見られる。

令和 7 年度取組方針

- ・出前授業未実施の市町に対しては、県選管との共催等の支援を継続することで、実績増加を目指す。
 - ・一度実施した市町に対しては、単独での実施を呼び掛ける。
 - ・市町向け出前授業実施マニュアル・取組事例集の作成。
- ⇒資料のひな型を提供し、実施までに必要な手順・準備時間・必要な人員等を明確化することで、市町単独で実施するハードルを下げる。

②高校生に対する啓発

令和5年度までの取組み

- ・高校等への出前授業実施件数は毎年ほぼ一定であったが、令和5年度には新たに4校で出前授業を実施。（高松西高校・高松高校（定時制）・香川高等専門学校（高松キャンパス）・高松支援学校）
- ・合計17校にて19回実施。

令和6年度取組方針

- ・これまで実施している高校等に加え、新規で実施する高校等を増やすことで、全体の実施数の増加を図る。
- ・1月～3月に各高校向けに募集を行う。
- ・電話等による学校への案内を継続。

令和6年度取組結果

- ・14校から申込みがあり、13校にて13回実施（1校は衆院選により中止）。
- ・昨年度新規で実施した4校のうち、1校は今年度も継続で実施したが、3校からは申込みがなかった。

【評価】

- ・出前授業が学校の年間行事・スケジュールの中に組み込まれておらず、担当教員が変わった場合に引き継がれていない（学校への聞き取りによる）。

⇒継続的な実施のためには年間スケジュールに組み込んでもらう必要がある。

年間スケジュールを立てる前（11月～12月）の募集や、担当教員だけでなく校長・教頭等への周知が必要。

令和7年度取組方針

- ・さらに募集時期を早め、11月～12月に募集。（令和6年11月に実施済み）
- ・県立・私立高校の校長会に出席し、説明と募集を実施。（令和6年11月に実施済み）
- ・来年度も同様に、早期における募集と校長会への出席を継続。

③大学生・短大生への啓発

令和5年度までの取組み

- ・香川大学法学部・教育学部にて年4回継続的に実施。

令和6年度取組方針

- ・次代を担う大学生や短大生を対象に、選挙制度の説明やグループディスカッションを通して、選挙や政治に対する意識を高めるため、香川大学にて出前授業を実施。
- ・教育学部の授業においては、受講者が将来教師となった際に、授業づくりの一手法として模擬授業が取り入れられることも狙いとする。

令和6年度取組結果

- ・香川大学法学部にて1回、香川大学教育学部にて3回出前授業を実施。

【評価】

- ・法学部・教育学部ともに、選挙に行くことの意義が分かった等の感想が見られ、教育学部の学生からは、将来教員になった時に役立てたいとの感想も見られた。
- ・一方で、香川大学以外では出前授業ができておらず、政治学を専門に学んでいたり社会科教員を目指していたりなど、対象者が元から政治や選挙に一定程度関心がある学生に限られている。

令和7年度取組方針

- ・新たに香川短期大学における教養講座の中で、前期・後期あわせて2回の実施を予定。
- ・単に選挙制度や知識を教えるだけでなく、政策形成や投票等を実際に体験しながら政治・選挙を身近に感じてもらえるような授業を行う。

④子育て世代への啓発

令和5年度までの取組み

- ・大型児童館にて、隔年で年1回模擬投票を実施(令和4年度まで)。
- ・令和5年度からは毎年実施することとし、「さぬきこどもの国」で夏休み期間中に模擬投票イベントを実施。
- ・投票者数は83人となり、令和4年度を下回った。(いずれも平日開催)

令和6年度取組方針

- ・参加者を増加させる観点から、開催する曜日を、夏休み期間の土曜日又は日曜日とする。

令和6年度取組結果

- ・大型児童館である「さぬきこどもの国」で7月13日(土)に模擬投票を実施。
- ・投票者数は112人で、昨年度よりも29人増加した。

【評価】

- ・人数増加により、幅広く投票体験を提供できた。
- ・一方で、具体的な選挙が近い時期に行う方が、啓発効果はより高いと考えられる。

令和7年度取組方針

- ・引き続き土曜日又は日曜日に実施。
- ・夏に実施される参院選に向けた周知を兼ねて、6月上旬に実施する。
- ・QRコード型のアンケートを実施し、参院選に対しての意識等を調査する。主な内容は下記のとおり。
 - ・親子連れ投票ができることを知っていたか。
 - ・次の参院選では子どもを連れて投票所に行ってみようと思うか。
 - ・家庭内で、選挙・政治が話題にのぼるか。

第27回参議院議員通常選挙の概要

香川県選挙管理委員会

1 選挙の期日（公選法第32条）

- (1) 任期満了の日前30日以内（第1項）
 (2) (1)の期間が参議院開会中又は参議院閉会の日から23日以内にかかる場合は、参議院閉会の日から24日以後30日以内（第2項）
 ≪参考≫ ア 任期（憲法第46条） 6年（3年ごとに議員の半数を改選）
 イ 今回改選議員の任期満了日 令和7年（2025年）7月28日

2 選挙の期日の公示（公選法第32条）

選挙の期日は、少なくとも17日前に公示（第3項）

3 選挙区（公選法第12条、第14条）

- (1) 選挙区選出議員選挙 45選挙区（各都道府県（一部合区あり））
(2) 比例代表選出議員選挙 全都道府県の区域

4 議員の定数（公選法第4条、第12条、第14条、別表第三）

- | | | | | |
|----------------|------|---|----------|------|
| (1) 総定数 | 248人 | { | 選挙区選出議員 | 148人 |
| | | | 比例代表選出議員 | 100人 |
| (2) 今回改選される議員数 | 124人 | { | 選挙区選出議員 | 74人 |
| | | | 比例代表選出議員 | 50人 |

《参考》 香川県選出議員 ア 定数 2人
 イ 今回改選される議員数 1人

5 被選挙権（公選法第10条、第11条、第11条の2、第252条、政治資金規正法第28条）

日本国民で年齢満30年以上のもの（ただし、欠格要件該当者を除く。）

6 名簿届出政党等の要件（公選法第86条の3）

次のいずれかの要件を満たす政党その他の政治団体

- (1) 所属する衆議院議員又は参議院議員を併せて5人以上有すること。
- (2) 直近の衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員選挙若しくは比例代表選出議員選挙又は参議院議員通常選挙における選挙区選出議員選挙若しくは比例代表選出議員選挙における得票総数が、有効投票数の総数の2/100以上であること。
- (3) 当該参議院議員の選挙において候補者（選挙区選出議員候補者及び名簿登載者）を10人以上有すること。

7 特定枠制度（公選法第86条の3、第95条の3、第130条、第168条、第175条）

比例代表選出議員選挙において、名簿届出政党等は、候補者とする者（名簿登載者）のうちの一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者（特定枠名簿登載者）として、その氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位をその他の候補者とする者の氏名と区分して名簿に記載することができる。

- (1) 特定枠名簿登載者の有効投票
当該特定枠名簿登載者に係る名簿届出政党等の有効投票とみなす。
- (2) 特定枠名簿登載者の当選人となるべき順位
特定枠名簿登載者以外の名簿登載者の当選人となるべき順位より上位とする。
- (3) 特定枠名簿登載者以外の名簿登載者の当選人となるべき順位
その得票数の最も多い者から順次に定める。
- (4) 特定枠名簿登載者の選挙運動
選挙事務所の設置、自動車等の使用、文書図画の頒布及び掲示、個人演説会並びに街頭演説はできない。電子メールを利用する方法による文書図画の頒布はできる。
- (5) 選挙公報（比例代表）の掲載文
特定枠名簿登載者については、参議院名簿届出政党等が、他の名簿登載者の氏名等と区分して、特定枠名簿登載者である旨を表示した上で、その氏名、経歴及び当選人となるべき順位を記載する等により、その紹介に努める。
- (6) 投票記載所の氏名等の掲示
特定枠名簿登載者の氏名は、他の名簿登載者の氏名と区分して、特定枠名簿登載者である旨を表示した上で、当該他の名簿登載者の次に、氏名及び当選人となるべき順位を掲示する。

8 立候補届出期間（公選法第86条の3、第86条の4）

選挙の期日の公示日の1日限り

ただし、選挙区選出議員選挙の補充立候補は選挙の期日前3日まで、比例代表選出議員選挙の名簿登載者の補充立候補の届出は選挙の期日前10日まで、それぞれ行うことができる。

9 供託の額（公選法第92条）

- (1) 選挙区選出議員選挙 300万円（候補者1人につき）
- (2) 比例代表選出議員選挙 600万円（名簿登載者1人につき）

10 選挙運動（主なもの）

(1) 選挙運動の期間（公選法第129条）

立候補届出のあった日から選挙の期日の前日まで（通常、17日間）

(2) 選挙事務所の数（公選法第130条、第131条）

ア 選挙区選出議員選挙 1箇所～5箇所（香川県は1箇所）

イ 比例代表選出議員選挙

- a 名簿届出政党等 都道府県ごとに1箇所
- b 名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。） 1箇所
- c 名簿登載者（特定枠名簿登載者） 設置できない

(3) 自動車、船舶及び拡声機の使用（公選法第141条）

ア 選挙区選出議員選挙

自動車1台又は船舶1隻及び拡声機1そろいを使用できる。

ただし、拡声機については、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に1そろいを使用できる。

（供託物が没収されない場合、自動車の使用については、一定額の範囲内で国が経費を負担）

イ 比例代表選出議員選挙

a 名簿届出政党等 使用できない。

b 名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。）

自動車2台又は船舶2隻（両者を使用する場合は通じて2）及び拡声機2そろい（当選人となるべき順位が、その候補者を届け出た政党等の当選人の数の2倍までにある候補者の場合、自動車の使用については一定額の範囲内で国が経費を負担）

c 名簿登載者（特定枠名簿登載者） 使用できない。

(4) 文書図画の頒布（公選法第142条）

ア 選挙区選出議員選挙

i 通常葉書 4万枚以内（無料交付）

ii 選挙運動用ビラ 13万枚以内（県選管交付の証紙を貼付した2種類以内。規格、頒布方法等に制限がある。）

（通常葉書、選挙運動用ビラの作成については、供託物が没収されない場合、一定額の範囲内で国が経費を負担）

イ 比例代表選出議員選挙

- a 名簿届出政党等 頒布することができない。
- b 名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。）
 - i 通常葉書 15万枚以内（無料交付）
 - ii 選挙運動用ビラ 25万枚以内（中央選管交付の証紙を貼付した2種類以内。規格、頒布方法等に制限がある。）

（通常葉書、選挙運動用ビラの作成については、当選人となるべき順位が、その候補者を届け出た政党等の当選人の数の2倍までにある候補者については、一定額の範囲内で国が経費を負担）

- c 名簿登載者（特定枠名簿登載者） 頒布することができない。

(5) パンフレット又は書籍の頒布（公選法第142条の2）

名簿届出政党等の本部において直接発行するパンフレット又は書籍で国政に関する重要政策等を記載したものとして総務大臣に届け出たもの2種類（うち1種類は要旨等を記載したもの）に限り、当該名簿届出政党等に限り選挙運動のために頒布することができるが、以下のような制限がある。

ア 次の方法によらなければ頒布できない。

- a 名簿届出政党等の選挙事務所内における頒布
 - b 名簿届出政党等に所属する候補者・名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。）の選挙事務所、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布
- ※特定枠名簿登載者は選挙事務所の設置、個人演説会及び街頭演説を行うことはできない。（公選法第130条、第161条、第164条の5）

イ 名簿届出政党等の代表者以外の候補者・名簿登載者の氏名及び写真等の氏名類推事項を記載することができない。

ウ その表紙には、頒布責任者と印刷者の氏名及び住所（法人の場合は名称及び所在地）、名簿届出政党等の名称及び届出を行ったパンフレット・書籍である旨を表示する記号を記載しなければならない。

(6) インターネット等を利用する方法による文書図画の頒布（公選法第142条の3、第142条の4、第142条の5、第142条の6、第178条）

ウェブサイト等を利用する方法及び電子メールを利用する方法に大別される。

ア ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布

ウェブサイト等を利用する方法（インターネット等を利用する方法のうち電子メールを利用する方法を除いたものをいう。）により、選挙運動用文書図画を頒布することができる。

候補者・政党等のみならず、一般の有権者も頒布することができる。

イ 電子メールを利用する方法による文書図画の頒布

電子メールを利用する方法（SMTP方式及び電話番号方式を用いるものをいう。）により選挙運動用文書図画を頒布することができるが、以下のような制限がある。

- a 候補者・政党等に限って頒布することができる。（一般の有権者は引き続き禁止。なお、特定枠名簿登載者においては、名簿届出政党等の文書図画の頒布とみなされ、頒布できる。）
- b 送信先に一定の制限がある。
選挙運動用電子メール送信者に対し電子メールアドレスを自ら通知した者のうち、
 - ・ 選挙運動用電子メールの送信の求め・同意をした者
 - ・ 政治活動用電子メールの継続的な受信者であって、選挙運動用電子メールの送信の通知に対し、送信しないよう求める通知をしなかったものに対してのみ送信できる。

(7) 文書図画の掲示（公選法第143条、第144条の2、第164条の2）

ア 選挙区選出議員選挙

- i 選挙事務所表示用及び自動車（船舶）取付用のポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
規格、枚数等に制限がある。
（選挙事務所及び自動車（船舶）の立札及び看板の類の作成については、供託物が没収されない場合、一定額の範囲内で国が経費を負担）
- ii 個人演説会場において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
規格、枚数等に制限がある。
（個人演説会場外に掲示する立札及び看板の類の作成については、供託物が没収されない場合、一定の範囲内で国が経費を負担）
- iii 個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスター
公営ポスター掲示場にのみ掲示できる。（規格等に制限がある。）
（ポスターの作成については、供託物が没収されない場合、一定額の範囲内で国が経費を負担）

《参考》ポスター掲示場数 令和6年執行衆議院議員総選挙 2,755箇所

イ 比例代表選出議員選挙

- a 名簿届出政党等
選挙事務所表示用のポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
規格、枚数等に制限がある。
- b 名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。）
 - i 選挙事務所表示用及び自動車（船舶）取付用のポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
規格、枚数等に制限がある。
（選挙事務所及び自動車（船舶）の立札及び看板の類の作成については、当選人となるべき順位が、その候補者を届け出た政党等の当選人の数の2倍までにある候補者に

- については、一定額の範囲内で国が経費を負担)
- ii 個人演説会場において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
規格、枚数等に制限がある。
 - iii 選挙運動用ポスター
7万枚（規格等に制限がある。）
（ポスターの作成については、当選人となるべき順位が、その候補者を届け出た政党等の当選人の数の2倍までにある候補者については、一定額の範囲内で国が経費を負担）
 - c 名簿登載者（特定枠名簿登載者）
文書図画の掲示はできない。
- (8) 新聞広告（公選法第149条、公選法施行規則第19条）
- ア 選挙区選出議員選挙 5回以内（無料）
 - イ 比例代表選出議員選挙
 - a 名簿届出政党等
名簿登載者数により40回～88回以内（名簿届出政党等の得票総数が、有効投票数の1/100以上の場合に限り無料）
 - b 名簿登載者 なし
- (9) 政見放送（公選法第150条）
- ア 選挙区選出議員選挙
テレビ及びラジオを通じて8回
1人1回につき5分30秒以内（無料）
政党その他の政治団体（衆議院小選挙区選挙において持込みビデオ方式を選択できる候補者届出政党と同様の要件を満たし、かつ、確認団体・推薦団体であるもの）の所属候補者・推薦候補者に限り、持込みビデオ方式を選択できる（手話通訳又は字幕を付すことができる）。制作等について一定の範囲内で国が経費を負担する。
それ以外の候補者は、従来どおりスタジオ録画方式により政見放送を行うことが可能である（候補者自らが選定した手話通訳士1人による手話通訳を付すことができる）。国が経費を負担する。
 - イ 比例代表選出議員選挙
 - a 名簿届出政党等
名簿登載者数によりテレビ2回～8回、ラジオ1回～4回
1回につき17分以内（無料）
（手話通訳制度及び字幕制度がある。）
 - b 名簿登載者 なし
- (10) 経歴放送（公選法第151条）（選挙区選出議員選挙のみ）
- ア 選挙区選出議員選挙
NHKテレビにより1回及びNHKラジオによりおおむね5回並びにNHK及び基幹

放送事業者がテレビで政見放送をする直前に行う。

1人1回につき30秒以内（無料）

(11) 公営施設使用の個人演説会（公選法第161条、第163条、第164条）

ア 選挙区選出議員選挙

開催日前2日までに申出、同一施設ごとに1回を限り無料

イ 比例代表選出議員選挙

a 名簿届出政党等 なし

b 名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。）

開催日前2日までに申出 同一施設ごとに1回を限り無料

c 名簿登載者（特定枠名簿登載者） なし

(12) 街頭演説（公選法第164条の5、第164条の6、第164条の7）

ア 選挙区選出議員選挙

県選管交付の標旗の掲出

選挙運動に従事する者は腕章を着用した15人以内

午前8時から午後8時まで

イ 比例代表選出議員選挙

a 名簿届出政党等 なし

b 名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。）

中央選管交付の標旗（名簿登載者1人につき6本交付）の掲出

選挙運動に従事する者は演説を行う場所ごとに腕章を着用した15人以内

午前8時から午後8時まで

c 名簿登載者（特定枠名簿登載者）

特定枠名簿登載者の選挙運動のための街頭演説は認められない

(13) 連呼行為（公選法第140条の2）

ア 選挙区選出議員選挙

演説会場、街頭演説、午前8時から午後8時までの間選挙運動用自動車又は船舶上

イ 比例代表選出議員選挙

a 名簿届出政党等 なし

b 名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。）

演説会場、街頭演説、午前8時から午後8時までの間選挙運動用自動車又は船舶上

c 名簿登載者（特定枠名簿登載者）

個人演説会、街頭演説、選挙運動用自動車等の使用ができないため、これらに伴う連呼行為はできない

(14) 選挙公報（公選法第167条、第168条）

ア 選挙区選出議員選挙 公示日から2日間に県選管に申請

イ 比例代表選出議員選挙

a 名簿届出政党等 公示日から2日間に中央選管に申請

名簿登載者数により1/4～4/4ページ

特定枠名簿登載者については、他の名簿登載者の氏名等と区分して、
特定枠名簿登載者である旨の表示の上、紹介するよう努める。

b 名簿登載者 なし

11 法定選挙運動費用（公選法第179条の2、第194条、公選法施行令第127条）

ア 選挙区選出議員選挙

選挙運動に関する支出金額は、次の算式により求められた額以内

$$\frac{\text{公示日の選挙人名簿登録者数}}{\text{選挙される議員の数（1人）}} \times 13 \text{円} + 2,370 \text{万円}$$

(人数割額)

《参考》令和4年執行参議院香川県選出議員選挙 34,239,200円

イ 比例代表選出議員選挙 5,200万円 （特定枠名簿登載者には適用されない）

12 法定得票数（公選法第95条）（選挙区選挙のみ）

次の算式により求められた得票数以上がないと当選人となることができない。

$$\frac{\text{有効投票の総数}}{\text{選挙される議員の数（1人）}} \times 1/6$$

13 供託物の没収（公選法第93条、第94条）

ア 選挙区選出議員選挙

次の算式により求められた得票数に達しないと、供託物は没収される。

$$\frac{\text{有効投票の総数}}{\text{選挙される議員の数（1人）}} \times 1/8$$

イ 比例代表選出議員選挙

当選人の数に2を乗じた数が名簿登載者数に達しない名簿届出政党等は、次の算式により求められた額の供託物を没収される。

$$\text{没収額} = \{\text{名簿登載者数} - (\text{当選人} \times 2)\} \times 600 \text{万円}$$

14 選挙運動及び政治活動の態様

(1) 参議院議員の選挙における選挙運動の態様（公選法第178条の3）

選挙区選出議員選挙に係る選挙運動が法において許される態様であれば、比例代表選出議員選挙に係る選挙運動にわたることも妨げないものとされている。

したがって、例えば、選挙区選出議員選挙の候補者が、自分の選挙運動に併せて、法の許容範囲内で、比例代表選出議員選挙の選挙運動をすることや、また、比例代表選出議員選挙の名簿登載者が、選挙区選出議員の候補者の選挙運動に、その運動員として参加し、その際に法の許容範囲内で比例代表選出議員の選挙運動をすることも可能である。

なお、比例代表選出議員選挙に係る選挙運動が選挙区選出議員選挙に係る選挙運動にわたることは許されない。

(2) 参議院議員の選挙における政治活動の態様（公選法第201条の6、第201条の11）

比例代表選出議員選挙においては、名簿届出政党等は、確認団体の政治活動として認められるポスター及びビラを、当該名簿届出政党等の選挙運動のために使用することができる。

ただし、当該選挙区（選挙区のないときは、選挙の行われる区域）の特定の候補者の氏名等は記載できない。

また、確認団体の政治活動として認められる政談演説会及び街頭政談演説会において、政策の普及宣伝のほか、当該名簿届出政党等の選挙運動のための演説もすることができる。

ただし、特定枠名簿登載者の選挙運動のための演説を行うことは認められない。

(3) 推薦団体制度（公選法第201条の2、第201条の4）

選挙区選出議員選挙においては、確認団体に所属しない候補者について一定の政治団体（推薦団体）が選挙運動のための推薦演説会を開催し、及びその開催に付随する文書図画を掲示することができる。

第27回参議院議員通常選挙臨時啓発事業計画（案）

第1 趣 旨

明るい選挙を実現するためには、有権者一人ひとりが今回の選挙の意義を十分に自覚し、選挙の正しいルールを守り、進んで投票に参加する明るい選挙を実現することが大切である。

このため、今回の選挙においては、有権者が自らの意思を正しく政治に反映させるための大切な機会であるとの認識のもと、「明るい選挙の推進」と「投票総参加」の呼びかけを重点とした各種の啓発事業を行うものとする。

また、期日前投票をはじめとした各種制度の内容等についても、周知徹底を図るものとする。

さらに、各種選挙における投票率の低下、特に若年層の低下が指摘されていることを踏まえて、啓発事業を行うものとする。

なお、本計画は、令和7年度香川県当初予算が議会で可決され、令和7年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生ずるものとする。

臨時啓発事業の内容は本計画を基本とするが、効果的な啓発となるよう不断の見直しを行い、必要に応じて変更するものとする。

第2 キャッチコピー（統一標語）

「（選挙前に別途開催する香川県明るい選挙推進協議会にて決定）」

第3 重点事項

1 明るい選挙の推進

有権者に対し、国政における参議院の役割についての理解を深め、候補者の人物や政見、政党等の政策を十分見極め、選挙の正しいルールを守って、主権者としての自覚を持って自ら進んで投票をするよう呼びかけるとともに、候補者や政党等に対しても、選挙の正しいルールを守り、政見や政策を正しく有権者に訴えるよう呼びかけ、明るい選挙を推進する。

2 投票総参加の推進

選挙は、国民が政治に参加する最大の機会であり、投票に参加することが主権者たる国民の権利であるとともに責務であることを呼びかけ、投票総参加を推進する。

3 投票制度等の周知

期日前投票制度及び郵便等投票制度など投票環境の向上のために創設された制度について引き続き周知するとともに、国外における不在者投票や在外投票制度についても周知を行う。

また、連座制、政治活動に関する寄附の制限等公職選挙法や政治資金規正法による規制についても、候補者、政党及び有権者等に周知徹底を図り、明るくきれいな選挙を推進する。

さらに、特定枠制度が導入されている比例代表選挙のしくみや投票用紙の色等の周知により、無効投票の減少を図る。

4 若年層を対象とした啓発

若者を中心とした有権者の政治離れ・選挙離れが憂慮されていることを踏まえ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）をはじめとした情報発信ツールの活用範囲の拡充を検討する等、若年層への啓発に重点を置いた啓発事業を実施する。

5 子育て世代に対する啓発

親子連れ投票が子どもの将来の投票につながることや家庭教育の重要性に着目し、親子連れ投票等子育て世代に対する啓発事業を実施する。

第4 臨時啓発事業の進め方

- 1 県及び市町の選挙管理委員会は、明るい選挙推進協議会と相互に密接な連携を保ちつつ、各報道機関や社会教育機関等の協力のもと全県的な啓発活動を展開するとともに、国や（公財）明るい選挙推進協会が行う事業とも連携を図るものとする。
- 2 県及び市町の選挙管理委員会は、各報道機関に対して、臨時啓発事業の実施状況や有権者への周知事項等に関する資料及び情報を積極的に提供し、県民の理解が深まるように努める。

第5 臨時啓発事業の内容

1 県が行う事業

(1) 啓発イベント

県民一人ひとりが選挙の意義を十分に自覚し、選挙の正しいルールを守って自ら進んで投票に参加するよう、県選挙管理委員会及び県明るい選挙推進協議会等が共催して、人が多く集う場所において啓発イベントを実施する。

(2) 特設サイトやSNSなどインターネットによる啓発

特設サイトを開設して、投票日・投票時間・期日前投票制度のしくみ等の周知を行うとともに、投票総参加の呼びかけを行う。

併せて、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を通じて、同様の周知を行うとともに、明るい選挙の推進及び投票総参加の呼びかけを行う。

(3) テレビ・ラジオ・新聞による啓発

テレビ・ラジオ・新聞を通じて、投票日時及び投票制度等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進及び投票総参加を呼びかける。広告による周知は、効果的なものになるよう、媒体・方法・回数等を検討するものとする。

(4) ポスター・チラシによる啓発

投票日等の周知や明るい選挙の推進、投票総参加の呼びかけのためのポスター及びチラシを作製する。

ポスターについては、集客力のある大型小売店舗、若年層を中心に多くの人々が使用する鉄道・バスの車内や駅構内等に掲出するとともに、市町及び県の出先機関並びに大学等の教育機関等に配布し、多くの人々の目に触れる場所への掲出を依頼する。

掲出先については、効果的なものになるよう検討するものとする。

また、チラシのうち、一般配布用チラシについては、県内の小・中学校及び高等学校等の児童・生徒を通じてその保護者に配布するとともに、市町の協力を得て県内全戸に配布できるよう配慮する。親子連れ投票チラシについては、県内の小学校等の児童を通じてその保護者に一般配布用チラシを配布する際にあわせて配布する。

種 別	作製枚数 (予定)	掲示期間等 (予定)
一般掲示用ポスター	1,400枚	選挙期間中
車内・駅構内用ポスター	450枚	投票日までの12日～15日間
一般配布用チラシ	580,000枚	県内全戸配布 県内の小・中学校及び高等学校等の児童・生徒を通じてその保護者に配布
親子連れ投票チラシ	48,000枚	県内の小学校等の児童を通じてその保護者に配布

(5) 立看板・懸垂（横断）幕による啓発

投票日やキャッチコピー（統一標語）を表示した立看板・懸垂（横断）幕を設置し、投票日の周知と投票総参加の呼びかけを行う。

種 別	設置数 (予定)	設置場所 (予定)	設置期間 (予定)
立看板	3基	県庁舎前・瓦町駅前広場	選挙期間中
懸垂（横断）幕	47流	市町庁舎・県広報船等	

(6) 広報車・広報船による啓発

広報車・広報船により、投票日の周知と投票総参加の呼びかけを行う。

種 別	台数 (予定)	期間 (予定)
広報車	4台	投票日までの7日間
広報船	1隻	選挙期間中3日間

(7) ホームページバナーによる啓発

ホームページ広告用にバナーを作製し、県・市町ホームページ等に掲載して、香川県選挙管理委員会の参議院議員通常選挙特設サイトへのリンクを設定することにより、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。

(8) 公用車へのボディーパネルの貼付による啓発

県及び市町の公用車に投票日が記載されたボディーパネルを貼付することにより、投票日の周知を行う。

対 象	作 製 枚 数 (予 定)
県及び市町公用車	170枚

(9) 店内放送・レシート広告による啓発

県内の百貨店・大型小売店舗・商店街に依頼し、店内放送やレシート広告により投票日等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。

(10) 県の広報媒体による啓発

県の広報媒体を活用し、投票日等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進及び投票総参加の呼びかけを行う。

(11) 若年層を対象とした啓発事業

選挙権年齢の引下げに関し、若年層への啓発に重点を置いた啓発事業を実施する。

(12) 子育て世代に対する啓発

親子連れ投票チラシ配布など子育て世代啓発事業を実施する。

(13) その他

市町（選挙管理委員会、市町教育委員会等）などの協力を得て、各種啓発を行う。

2 市町が行う事業

(1) 広報車・広報船による啓発

広報車・広報船により投票日等の周知と投票総参加の呼びかけを行う。

(2) 広報誌等による啓発

市町の広報誌等を積極的に活用して、投票日等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進及び投票総参加の呼びかけを行う。

(3) 立看板・懸垂（横断）幕等による啓発

キャッチコピー（統一標語）を活用した立看板・懸垂（横断）幕等を設置し、投票日の周知と投票総参加の呼びかけを行う。

(4) 防災行政無線による啓発

放送の内容については、選挙の意義・投票日・投票時間・期日前投票制度等についての周知や明るい選挙の推進、投票総参加の呼びかけとする。

また、放送に際しては、効果的な時期を選定するよう配慮する。

(5) 啓発チラシの配布による啓発

選挙期間中において、投票日・投票時間・選挙権年齢の引下げ・期日前投票制度等の周知や明るい選挙の推進、投票総参加の呼びかけを行うために、啓発チラシ（一般配布用チラシ）について、各市町の実情に即した方法で、全戸に配布できるよう配慮する。

臨時啓発事業計画に関する参考資料

1. 令和6年度の選挙啓発出前授業の受講者を対象に行ったアンケート調査

回答者（全体）：高校生 1295 名

Q1.あなたは、次の選挙で、投票に行こうと思いますか？

	選択肢	回答数	割合
ア	必ず行く	282	21.78
イ	行くつもり	736	56.83
ウ	どちらともいえない	252	19.46
エ	行かない	25	1.93
	合計	1295	100.0

Q2.Q1 でエと答えた方に伺います。その理由は何ですか？

※複数選択あり

高校（香川高専詫間キャンパス・観音寺総合高校）

	選択肢	回答数	割合
ア	面倒くさいから	5	27.45
イ	選挙・政治にあまり関心がないから	2	25.49
ウ	私一人が投票しなくても同じだから	0	1.96
エ	選挙によって政治は良くなると思うから	1	3.92
オ	今の政治を変える必要がないと思うから	0	1.96
カ	投票しないことも政治に対する意思表示だと考えているから	0	1.96
キ	どの政党や候補者に投票すべきかわからないから	1	1.96
ク	選挙結果がどのような影響をもたらすかわからないから	0	1.96
ケ	自分のように政治がわからない者は投票しない方がいいと思うから	1	11.76
コ	その他	2	21.57
	合計	12	100.0

高校（上記以外）

	選択肢	回答数	割合
ア	面倒くさいから	15	39.5
イ	選挙・政治にあまり関心がないから	5	13.2
ウ	私一人が投票しなくても同じだから	5	13.2
エ	選挙によって政治は良くなると思うから	4	10.5
オ	今の政治を変える必要がないと思うから	0	0.0
カ	投票しないことも政治に対する意思表示だと考えているから	1	2.6
キ	どの政党や候補者に投票すべきかわからないから	1	2.6
ク	選挙結果がどのような影響をもたらすかわからないから	0	0.0
ケ	自分のように政治がわからない者は投票しない方がいいと思うから	2	5.3
コ	家族、親戚などと投票所に行った経験がなく、馴染みがないから	1	2.6
サ	その他	4	10.5
	合計	38	100.0

※「コ 家族、親戚などと投票所に行った経験がなく、馴染みがないから」という選択肢を追加

回答者：大学生 228 名

Q1.あなたが 18 歳になってから今日までに、選挙（あなたが選挙権を有するものに限ります）はありましたか？

	選択肢	回答数	割合
ア	1回のみあった	60	27.40
イ	複数回(2回以上)あった	133	60.73
ウ	なかった・わからない	26	11.87
	合計	219	100.0

※無回答 9 名

Q2.Q1 でア、イと答えた方への質問です。その（それらの）選挙で、あなたは投票に行きましたか？行きませんでしたか？

	選択肢	回答数	割合
ア	1回のみあった場合はその選挙、複数回あった場合はそれら全ての選挙で、投票に行かなかった	30	15.6
イ	複数回あった選挙のうち、投票に行った選挙もあるが、行かなかった選挙もある	79	41.1
ウ	1回のみあった場合はその選挙、複数回あった場合はそれら全ての選挙で、投票に行った	83	43.2
	合計	192	100.0

※無回答 1 名

Q3.Q2 でア、イと答えた方への質問です。投票に行かなかった理由を教えてください。

※複数選択あり

	選択肢	回答数	割合
ア	どの政党や候補者に投票すべきかわからなかったから	27	15.5
イ	今住んでいる市町で、投票することができなかったから	45	25.9
ウ	選挙にあまり関心がなかったから	25	14.4
エ	面倒だったから	29	16.7
オ	選挙結果がどのような影響をもたらすかわからなかったから	8	4.6
カ	私一人が投票してもなくても世の中は変わらないと思ったから	6	3.4
キ	自分のように政治のことがよくわからない者は投票しない方がいいと思ったから	13	7.5
ク	今の政治を変える必要がないと思ったから	0	0.0
ケ	選挙によって政治は良くならないと思ったから	0	0.0
コ	その他	21	12.1
サ	わからない	0	0.0
	合計	174	100.0

2. 親子連れ投票に係る啓発チラシ（総務省作成）

（表面）



(裏面)

あなたの背中を見て、将来子どもたちも投票へ

～子どもと一緒に選挙にいかう～



明るい選挙の
イメージキャラクター
選挙のめいすいくん



一緒に投票所に入場できるのは、
18歳未満の子どもです。

右のグラフのとおり、
親子連れ投票は
子どもの将来の投票に
つながっています。

子どもの頃に親の投票についていた
ことのある人・ない人の投票参加の比較



※H28参院選後の総務省「18歳選挙権に関する意識調査」
(18～20歳までの男女3,000人に行ったインターネット調査より)



まちがいさがしの答えと解説!

- ① 記載台の仕切りが一箇所足りないよ!
投票の秘密をまもるために、ほかの人からみえない工夫が
されているよ。
- ② 投票に立ち会っている人の数が違うよ!
投票所には、正しく投票がおこなわれるように、投票管理者1人と
投票立会人が2人以上いないといけないんだ。
- ③ ポスターの順番が違うよ!
ポスターは、どの掲示板でも同じ順番(位置)となっているよ。
順番は、立候補の届出の受付順(複数の人が受付開始前
きたときは「くじ」)で決まるんだ。
- ④ 選挙カーを使って選挙運動がおこなわれているよ!
投票当日は、選挙運動ができない決まりになっているんだ。
- ⑤ 『めいすいくん』の「かぎ」がないよ!
めいすいくんは投票箱をモチーフにしたキャラクターで、
本物の投票箱と同じように「かぎ」がついているよ。

次の選挙では、自分の目で確かめてみよう!



総務省

(公財)明るい選挙推進協会・若者選挙ネットワーク

令和 6 年度 執行 の 選 挙

長					議 会 議 員				
団 体 名	任 期 満了日	告示日	投票日	投票率等	団 体 名	任 期 満了日	告示日	投票日	投票率等
なし	—	—	—	—	観音寺市	補欠 4	9.29	10.6	33.29%
選 挙 名		任 期 満了日	関 係 市 町				公示日 告示日	投票日	投票率等
衆議院議員総選挙		解散	全 17 市町（8 市 9 町）				10.15	10.27	52.94%

※ 10月6日執行の観音寺市議会議員補欠選挙は、議員の欠員数が定数の6分の1を超えたことによる補欠選挙です。（公職選挙法第113条第1項）

※ 現時点での予定であり、状況により変更される可能性があります。

※ 衆議院議員総選挙は、令和6年10月9日に衆議院が解散されたことにより行われたものです。

令和 7 年度 執行 予定 の 選挙

長					議 会 議 員				
団 体 名	任 期 満了日	告示日	投票日	投票率等	団 体 名	任 期 満了日	告示日	投票日	投票率等
丸亀市	4 . 23	4 . 13	4 . 20		丸亀市 (定数24)	4 . 23	4 . 13	4 . 20	
坂出市	6 . 3	5 . 11	5 . 18		坂出市 便乗補欠 1		5 . 11	5 . 18	
観音寺市	11.19				観音寺市 (定数20)	11.19			
三豊市	R8 1.29				三豊市 (定数22)	R8 2.11			
土庄町	R8 1 . 21								
選 挙 名		任 期 満了日	関 係 市 町				公示日 告示日	投票日	投票率等
参議院議員通常選挙		7.28	全 17 市町（8 市 9 町）						

※ 地方公共団体の議会の議員の任期満了による一般選挙又は長の任期満了による選挙は、原則として任期満了日の前30日以内に執行されます。（公職選挙法第33条第1項）

※ 現時点での予定であり、状況により変更される可能性があります。

香川県明るい選挙推進協議会における会議資料・会議録の公表方法等

令和元年度協議会決定

1. 公表方法

会議終了後、香川県選挙管理委員会のホームページに掲載することにより公表する。

2. 公表内容

(1) 会議資料

原則として当日配付した資料の全てを公表する。

(2) 会議録

各議題における審議内容等について、概要を記載したものを公表する。ただし、各委員の発言について、発言者の氏名は記載しないものとする。